



2022年5月25日

各 位

会 社 名 国 際 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 栗 原 正  
(コード番号：9274 東証プライム)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 本 部 長 中 根 隆 治  
(TEL. 03-4431-7215)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 本日付の「会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結に関するお知らせ」にて開示のとおり、当社は、2022年10月1日を効力発生日として持株会社体制に移行する予定であります。この持株会社体制への移行に伴い、商号及び目的事項の整備のために、商号（現行定款第1条）及び事業目的（現行定款第2条）を変更するものであります。なお、当該定款変更は、2022年6月29日開催予定の当社定時株主総会において、持株会社体制への移行に係る吸収分割契約が承認可決されること及び当該吸収分割の効力発生を条件として、当該本吸収分割の効力発生日に変更の効力を生ずるものといたします。また、併せてその旨の附則を新設するものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、株主総会の招集権者及び議長（現行定款第14条）並びに取締役会の招集権者及び議長（現行定款第23条）の規定の一部を変更し、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が株主総会及び取締役会それぞれの招集権者及び議長になることを可能とするものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>第1条 (商号)<br/>当社は、<u>国際紙パルプ商事株式会社</u>と称し、英文では<u>KOKUSAI PULP &amp; PAPER CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的)<br/>当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>(1) ~ (13) (条文を省略)<br/>(14) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>第14条 (招集権者及び議長)<br/>① 株主総会は、<u>取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</u><br/>② <u>取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長)<br/>① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。</u><br/>② <u>取締役会長に欠員又は事故がある時は取締役社長が、取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> | <p>第1条 (商号)<br/>当社は、<u>KPPグループホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>KPP GROUP HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的)<br/>当社は、<u>次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) ~ (13) (現行どおり)<br/>(14) <u>その他適法な一切の事業</u></p> <p>第14条 (招集権者及び議長)<br/>① 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</u><br/>② <u>前項に定める取締役に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)<br/>① <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br/>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長)<br/>① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</u><br/>② <u>前項に定める取締役に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> |

|       |   |
|-------|---|
| (新 設) | <p>附則</p> <p><u>第1条 (商号及び目的に関する経過措置)</u></p> <p>現行定款第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更は、2022年6月29日開催予定の第148期定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割の効力が生じることを条件として、効力を生ずるものとする。なお、本附則第1条は、当該吸収分割の効力発生日の経過後、これを削除する。</p>  |
| (新 設) | <p><u>第2条 (株主総会の資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>① 定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって削除する。</p> |

### 3. 日程

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日  | 2022年 6月 29日 (予定) |
| 定款変更の効力発生日       |                   |
| (上記1. (2) に係る変更) | 2022年 6月 29日 (予定) |
| (上記1. (3) に係る変更) | 2022年 9月 1日 (予定)  |
| (上記1. (1) に係る変更) | 2022年 10月 1日 (予定) |

以上